

海水浴場等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策ガイドライン

令和2年7月

河津町

1 趣旨

令和2年4月7日に発令された「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が静岡県、近隣県、首都圏において解除された後も、新型コロナウイルス感染症の感染リスクは抑えていかなければならない状況にあります。

河津町には、今井浜海水浴場と河津浜海水浴場があり、毎年海水浴客で賑わいます。海水浴場の開設にあたり、最大の懸念はライフセイバーの確保による水難事故防止の安全対策と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策となっております。水難事故防止対策については、期間を短縮し、今井浜海水浴場のみの開設でライフセイバーの確保に見通しが立ちました。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策については、ガイドラインを策定し安全対策を徹底することとなりました。

海水浴場運営に関わる関係者及び海水浴場を利用される方々にあっては、このガイドラインの内容を十分理解し、各事項を遵守していただき、安心安全な海水浴場の運営にご協力いただきたいと考えております。

但し、新型コロナウイルス感染症が再度感染拡大した場合や、来場者及び運営関係者の安全確保ができなくなった場合には、海水浴場を閉鎖する場合があります。

2 海水浴場開設にあたっての基本的な考え方

海水浴場は自然換気がありますが、海水浴場砂浜や海の家、駐車場等に多くの人が集まり

ます。「密集」・「密接」・「密閉」により、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まるこ
とが問題となるため、海水浴場の開設にはその特性を十分理解した上で、感染を防ぐ取組み
を徹底して行うことが必要と考えます。

また、静岡県における「6段階警戒レベルとレベル毎の行動制限」を遵守し、協力いただ
けるよう告知していきます。

3 海水浴場の運営者における感染防止対策

- ① フィジカルディスタンス（人との間隔をできるだけ2m、最低1m）の確保について、放
送により1時間に1回程度呼びかけるとともに、巡回して注意を行うこと。
- ② 手洗い場所を明示し、手洗いの励行を、放送により1時間に1回程度呼びかけること。
- ③ イベントは開催しないこと。
- ④ 海水浴場の混雑状況を公表すること。
- ⑤ 感染防止対策で取り組む内容について、利用者が見える場所に掲示すること。
- ⑥ ごみは感染防止の観点から適切に処理すること。（密閉して縛る）
- ⑦ 警備本部においては、換気を徹底すること。
- ⑧ 監視員（ライフセイバー）の健康チェックを実施し、発熱や風邪の症状がみられる場合に
は従事させないこと。
- ⑨ 監視員（ライフセイバー）に、サージカルマスク、ディスポーザブル手袋、目の保護具（サ
ングラス、ゴーグル等）等の着用を基本とし、活動内容に応じて適切な感染予防を行うこ
と。
- ⑩ 救護者の情報（氏名・連絡先など）を記録に残し、疫学調査ができる体制を整備すること。
- ⑪ 海水浴場等利用者の行動例（アイエ参照）をホームページや掲示板等により事前に周知す
ること。

4 海の家等の営業者が行うべき感染防止対策

- ① 施設内の密集を避けるため、施設の利用は予約制とするなどの対策を講じること。
- ② 椅子やテーブルの間隔を広くするなど、フィジカルディスタンスを確保するための対策を講じること。
- ③ 利用する客が順番を待つときは、間隔を示すテープを貼るなどし、前後に十分なスペースを確保すること。
- ④ 施設の換気を徹底すること。
- ⑤ 感染防止対策で取り組む内容について、利用者が見える場所に掲示すること。
- ⑥ 海水浴場等利用者の行動例（ウ参照）を利用者が見える場所に掲示すること。
- ⑦ イベントは開催しないこと。
- ⑧ 施設や店頭に空席等の状況を掲示すること。
- ⑨ 施設に消毒液（消毒用アルコール等）を設けて、利用者に手指消毒を徹底させること。
- ⑩ 複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること。
- ⑪ 従業員の健康チェックを実施し、発熱や風邪の症状がみられる場合には従事させないこと。
- ⑫ 従業員のマスク等の个人防护具の着用、手洗い、手指消毒を徹底すること。
- ⑬ ごみは直接触れず、手袋を着用し、作業後には手洗いをする。処分するごみは、しっかり縛って封をして処理すること。
- ⑭ 現金は手渡しで受け取らず、コイントレイなどを使用すること。
- ⑮ 利用者が施設内に入った時の手指消毒と食事前の手洗いを徹底させること。
- ⑯ うきわ、パラソル等の貸出前後には消毒を実施すること。
- ⑰ 更衣室やシャワー室は密集を避けるために、個室とするか、十分な広さを確保すること。
- ⑱ トイレ等不特定多数が接触する場所は清拭消毒を行うこと。
- ⑲ トイレの蓋を閉めて流すよう表示し、手洗い場に手指消毒用の消毒液を設置すること。

⑳ テイクアウト販売時には、ごみを密閉回収できるよう回収袋を合わせて提供する。

上記のほか、以下のガイドラインを参考にしてください。

【飲食店】

外食業の事業継続のためのガイドライン（令和2年5月14日一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）

【更衣休憩所等】

社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日スポーツ庁）

『3の（4）施設管理者が準備等すべき事項の1）～3）』

5 海水浴場等利用者の行動例（厚生労働省「新しい生活様式」の実践例を参考）

ア 海水浴場への往復

- ① 海水浴場へ行く前に体温測定等健康チェックを行う。
- ② 体調がすぐれないときは、海水浴場へ行かない。
- ③ 公共交通機関で移動するときは、すいている時間を選び、会話は控えめにする。
- ④ フィジカルディスタンスを確保する。
- ⑤ 咳エチケットを徹底する。
- ⑥ グループの人たちと対面ではなく横並びで座る。
- ⑦ 途中で買い物するときは、少人数で行う。
- ⑧ 海水浴場の近隣住民に感染を広げないように、ごみは持ち帰る。
- ⑨ 家に帰ったらすぐにシャワーを浴びて着替える。
- ⑩ 手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う。

イ 海水浴場

- ① フィジカルディスタンスを確保する。
- ② 咳エチケットを徹底する。
- ③ グループの人たちと対面ではなく横並びで座る。
- ④ 食事の前やトイレの後には必ず手洗い、手指消毒をする。
- ⑤ 帰る前は手洗いを実施し、シャワーを浴びる。
- ⑥ ごみは感染防止の観点から適切に処理する。
- ⑦ テントを使用する際は、密接等にならないように気を付けること。

ウ 海の家等

- ① 更衣室での着替えは速やかに、少人数ですいた時間に行う。
- ② レジに並ぶときには、前後に十分なスペースを取る。
- ③ 施設に入るときには、備え付けてある消毒液で必ず手指消毒を行う。
- ④ 食事の前やトイレの後には必ず手洗いを行う。
- ⑤ 多人数での会食は避ける。
- ⑥ 対面ではなく横並びで座る。
- ⑦ 会話は控えめにする。
- ⑧ グラスなどの回し飲みは避ける。

エ トイレ

- ① トイレ使用後は蓋を閉めて流す。
- ② トイレ使用後は手洗いと手指消毒をする。

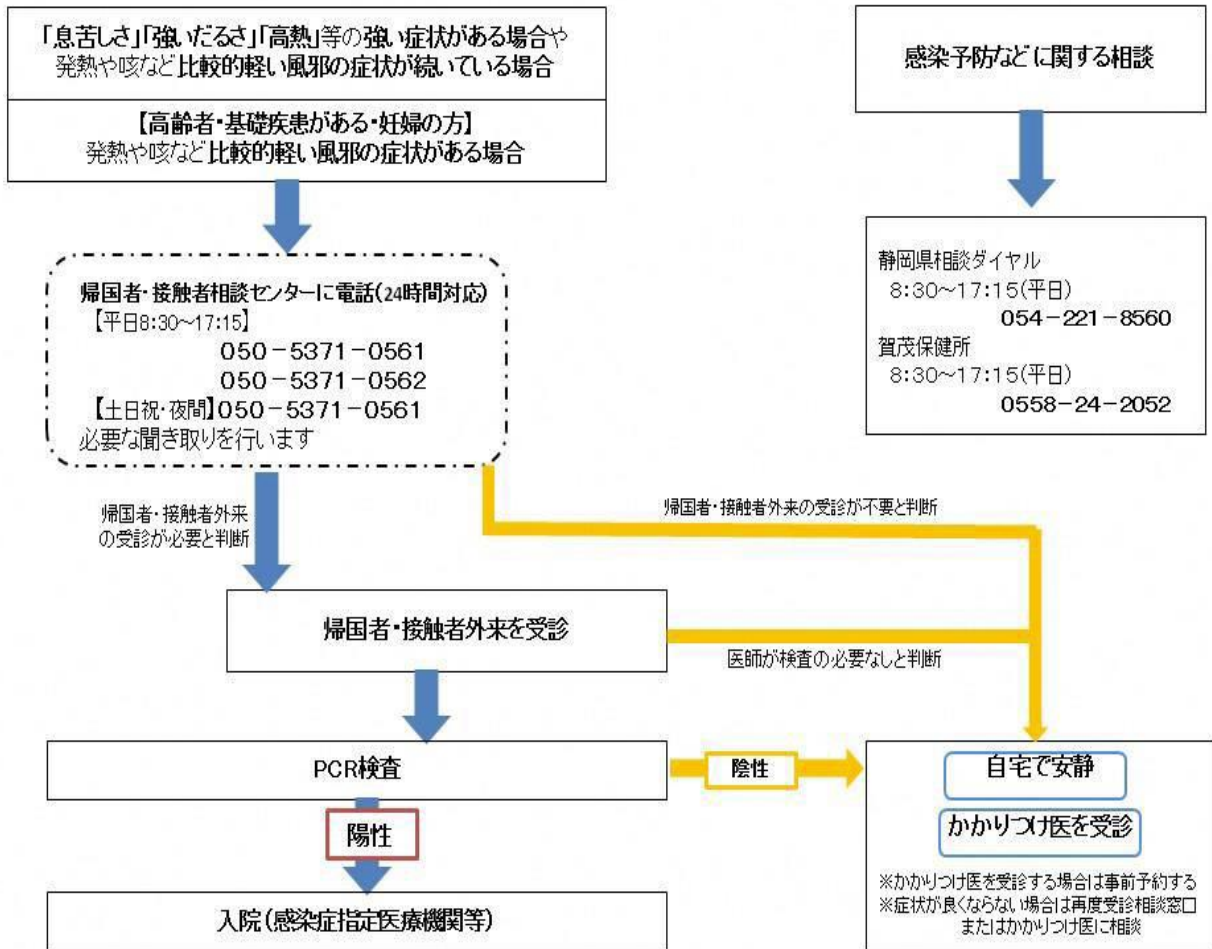
6 感染者が発生した場合の対応

- ① ・町内で感染者が発生した場合、海水浴場を閉鎖し、周辺駐車場の閉鎖を要請する。
 - ・保健所と相談の上、必要に応じて施設設備等の消毒を行う。
 - ・消毒後の施設設備の使用及び海水浴場の再開については、保健所に相談し、安全が確認されたうえで再開の検討を行う。
- ② 静岡県が緊急事態宣言の対象となった場合もしくは、静岡県における「6 段階警戒レベルとレベル毎の行動制限」においてレベル4となった場合には、海水浴場を閉鎖し、周辺駐車場の閉鎖を要請する。

海水浴場開設可否判断対応表

状況	開設可否	対応	備考
町内感染者発生時	閉鎖	海水浴場閉鎖の掲示 放送、巡回による注意喚起	必要に応じて施設設備の消毒を行い、再開の検討を行う
賀茂地域感染者発生時	開設	放送、巡回による注意喚起	状況により閉鎖
静岡県に緊急事態宣言発令時	閉鎖	海水浴場閉鎖の掲示	
静岡県警戒レベル4以上	閉鎖	海水浴場閉鎖の掲示	
静岡県警戒レベル3以下	開設	放送、巡回による注意喚起	状況により閉鎖

新型コロナウイルス感染症に関する相談フロー（簡易版）



※ 過去2週間以内の体調不良者、海外から帰国・入国者ならびに、新型コロナウイルス感染症に関わる健康観察対象者、自宅療養中の方は来場を控えてもらう。（事前告知）